

認可外保育施設ご利用の皆様へ

大切なお知らせ

現在、保育料無償化の対象施設となっている認可外保育施設であっても、令和6年（2024年）10月以降、無償化の対象外になることがあります。

現在

届出があった全ての認可外保育施設が対象です。

令和6年10月以降

本県に届出をして、
認可外保育施設指導監督基準を満たした施設のみ
対象となります。

本来、無償化対象施設は「国の指導監督基準」を満たしていることが必要ですが、令和6年9月までは、経過措置によって、本県に届出があった全ての認可外保育施設が無償化対象施設となっています。

しかし、経過措置期間が満了する令和6年10月以降は、原則どおり、指導監督基準を満たしていない施設は無償化対象外施設となります。

したがって、無償化対象外施設を利用している場合、無償化の補助（施設等利用給付）を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設の確認は、熊本県ホームページ上の『基準を満たす旨の証明書交付施設』の欄、お住まいの市町村、もしくは、ご利用の認可外保育施設にお問い合わせください。